

経営者

創業者

勤労者

就職希望者

令和 5 年度  
中小企業

サポートガイドブック



経営力を  
向上したい



資金調達したい



創業に関する  
相談をしたい



販路拡大したい



スキルアップ  
したい

 練馬区

# はじめに

このガイドブックは、区内中小企業の皆様、区内で創業・起業を考えている方、区内在勤の方、就職を希望される方を対象にした、練馬ビジネスサポートセンターをはじめとする関係機関が実施している主要な産業振興施策を紹介したものです。企業経営等にご活用いただければ幸いです。

なお、本書で紹介しているのは、事業や制度のあらましです。詳しい内容、利用方法などについてはそれぞれの担当機関にお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染症に関する中小企業の支援については、練馬区ホームページをご覧ください。

[https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/sangyo/oshirase/chushoshien\\_corona.html](https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/sangyo/oshirase/chushoshien_corona.html)



## 本書の構成

### 緑アイコン

この頁に掲載されている施策の対象者を表しています。

それぞれの施策ごとの対象者を表しています。🏠 は、練馬ビジネスサポートセンター（P.2参照）の施策であることを表しています。

### 章タイトル

The screenshot shows two pages from the guidebook. The left page is titled '区内事業者等の連携による製品等開発補助' and features a green icon in the top right corner. The right page is titled 'ホームページ作成費補助' and features a red house icon in the top right corner. A callout box on the right points to the red house icon, stating it represents the Nerima Business Support Center. Another callout box on the right points to the chapter title '区内事業者等の連携による製品等開発補助', stating it represents the chapter title.

# 目次



## I 練馬ビジネスサポートセンター …… 2

## II ビジネスの悩みを相談したい …… 3

- 1 総合相談 …… 3
- 2 起業・創業相談 …… 3
- 3 専門相談 …… 3
- 4 出張相談 …… 4
- 5 ワンストップ相談による特定創業支援等事業 …… 4
- 6 合同経営相談会 …… 5
- 7 女性向け個別相談会 …… 5
- 8 専門家派遣 …… 5

## III 資金調達したい …… 6

- 1 産業融資あっせん …… 6
- 2 マル経融資への利子補給 …… 11
- 3 セーフティネット保証制度の認定 …… 11

## IV 補助金・助成金を活用したい …… 12

- 1 区内事業者等の連携による製品等開発補助 …… 12
- 2 ホームページ作成費補助 …… 13
- 3 見本市等出展費用補助 …… 14
- 4 各種認証等の取得支援補助 …… 15
- 5 産業財産権の取得支援補助 …… 15
- 6 商店街空き店舗入居促進補助 …… 16
- 7 お客の集まる個店づくり支援事業補助 …… 17
- 8 専門家派遣費用補助 …… 17
- 9 練馬区福祉のまちづくり整備助成 …… 18
- 10 練馬区耐震化促進事業助成 …… 19
- 11 練馬区カーボンニュートラル化設備設置等補助 …… 20

## V セミナー・商談会を活用したい …… 21

- 1 創業！ねりま塾 …… 21
- 2 経営者・創業者向けセミナー …… 22
- 3 ネリサポ オンラインセミナー …… 23
- 4 企業・事業所向けワーク・ライフ・バランスセミナー …… 23
- 5 一般社団法人練馬産業連合会の各種セミナー …… 23
- 6 東京商工会議所の講演会・セミナー …… 24
- 7 公益社団法人練馬東法人会・公益社団法人練馬西法人会の各種研修会 …… 24
- 8 練馬産業見本市 …… 25
- 9 練馬ビジネスチャンス交流会 …… 25

## VI 勤労者の福利厚生等に関すること …… 26

- 1 ねりまファミリーパック …… 26
- 2 中小企業等従業員表彰 …… 26
- 3 労働意識の啓発事業 …… 27

## VII 区内施設を利用したい …… 28

## VIII 働きたい・雇用したい …… 30

- 1 内職紹介 …… 30
- 2 仕事紹介 …… 30
- 3 就職面接会 in 練馬 …… 31

## IX 国・都の施策情報が知りたい …… 32

- 1 ミラサポ plus …… 32
- 2 中小企業ビジネス支援サイト J-Net 21 …… 32
- 3 公益財団法人 東京都中小企業振興公社 …… 32
- 4 TOKYO はたらくネット（東京都） …… 32

### コラム

#### ワーク・ライフ・バランスの取り組み

- ① 「女性活躍」と「子育て支援」 …… 18
  - ② ワーク・ライフ・バランスを実践している区内事業者のお話し …… 25
  - ③ あなたの会社の働きやすさ、チェックしてみませんか？ …… 29
- インボイス制度が始まります …… 31

#### ワーク・ライフ・バランス

誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について自ら希望するバランスで展開できる状態

# I 練馬ビジネスサポートセンター



練馬ビジネスサポートセンター（愛称：ネリサポ）は、区内中小企業の皆様やこれから創業をお考えの方をサポートする総合窓口です。

事業のことや創業のことで、お悩みのことがございましたら、まずはネリサポにお問い合わせください。（ご相談は無料です）



## 専門相談（窓口相談・出張相談）

### 販路拡大・集客相談

知識と経験のあるビジネスマネージャーが市場開拓、販売促進などをサポート

### 経営相談

経営全般に関する課題や悩みに対して中小企業診断士がサポート

### 税務相談

事業経営における税務、会計などを税理士がサポート

### 労務相談

労働関係上の問題を社会保険労務士が解決に向けサポート

### 法律相談

経営に関する法的な問題を弁護士が解決に向けサポート

### デジタルサポート相談

デジタルを活用した経営の効率化、経費の削減を中小企業診断士がサポート

※詳しい概要については P. 3 ～を参照

## 融資

P. 6 ~

- 中小企業融資あっせんなど

## セミナーの開催

P. 21 ~

- 創業支援セミナー
- 経営者向けセミナーなど

## 販路拡大事業

P. 25 ~

- ビジネスマッチング

## 助成制度

P. 12 ~

- 各種補助金など

## 情報提供

- 国・東京都の補助金制度に関する情報
- 区内中小企業の景況に関する情報

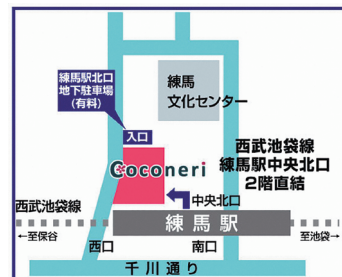


TEL : 03-6757-2020

FAX : 03-6757-1014



練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 4 階  
練馬区立区民・産業プラザ内



## II ビジネスの悩みを相談したい



ネリサポにて実施。ネリサポ P.2 参照

### 1 総合相談

経営者向け

創業者向け



中小企業の経営支援や起業支援の知識と経験を持った中小企業診断士等が常駐し、月曜日から金曜日まで、随時、来所・オンライン・電話での相談に応じます。

### 2 起業・創業相談

創業者向け



起業・創業をお考えの方や、起業して間もない方の各種相談、資金計画等について、常駐している中小企業診断士等が、来所・オンライン・電話にて相談に応じます。

相談日時：月～金曜日 9時～17時 ※事前予約制

### 3 専門相談

経営者向け

創業者向け



経営や起業についての悩みや課題について、曜日ごとに「法律」「デジタルサポート」「労務」「販路拡大・集客」「経営全般」「税務」の各分野の専門家が相談員として無料で相談を行い、継続的な相談を通じて、解決に向けた提案やアドバイスをします。

「デジタルサポート」「労務」「販路拡大・集客」「経営全般」「税務」については、オンライン相談も実施しています。

#### 専門相談の概要

相談費用	無料
相談時間	原則として1回の相談時間は1時間 ※相談時間には、相談員の記録整理の時間も含まれています。
申込み	来所または電話で、直接お申込みください。[予約制]
申込期間	初回は、相談希望日の1か月前の同日から、当日16時まで受付
相談事業利用にあたっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 税務申告や許認可申請などに必要な各種申請書・届出書などの作成代行等はいたしかねます。</li> <li>● 書類作成を専門家に依頼したい相談者の方には、内容に応じて専門家団体の窓口をご紹介します。</li> </ul>

#### 相談分野と担当する相談員について

曜日	相談分野	相談員	時間	対象者・相談内容
月曜日	法律	弁護士	9時～11時	契約や取引条件、取引先や顧客とのトラブルなど、経営に関する法的な相談
	デジタルサポート	中小企業診断士	13時～17時	脱手書きからデジタル化の基礎、データ分析、ソフト・システムの利用など、デジタル活用に関する相談
火曜日	労務(経営者向け)	社会保険労務士	13時～17時	雇用主としての社会保険の手続き、就業規則の見直しなど、労務に関する相談
水曜日	販路拡大・集客	ビジネスマネージャー デザイナー	9時～17時	自社製品・サービスの強みを活かした販路開拓や集客、情報発信についての相談 ※相談内容によっては、デザイナーが販促物等のデザインのご相談を承ります。
木曜日	経営全般	中小企業診断士	13時～17時	事業計画や資金計画、資金調達、事業承継など、経営に関する全般についての相談
金曜日	税務	税理士	13時～17時	事業経営に伴う会計処理など、税務についての相談

## 東京商工会議所練馬支部の経営相談、専門窓口相談（無料・予約制）

東京商工会議所練馬支部では小規模事業者の経営改善を支援していくために経営に関する様々な相談に応じます。  
 専門窓口相談日程（13時～16時）

法律	弁護士による相談	毎月第2金曜日	※いずれの窓口も8月および祝日は休会
税務	税理士による相談	毎月第2火曜日（1～3月は毎週火曜日開催） ※3月は12日まで	
IT	ITコンサルタントによる相談	毎月第3水曜日	※相談日程は、変更になる場合がありますので、あらかじめお問い合わせください。
労務	社会保険労務士による相談	毎月第3木曜日	
金融・経営	経営指導員による相談	平日（8月も実施）	

東京商工会議所練馬支部：〒176-0001 練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4階 TEL：03-3994-6521 FAX：03-3994-6589

## 4 出張相談

経営者向け

創業者向け



ネリサポの各種相談（総合相談、起業・創業相談、専門相談P.3）を利用された方で、相談が継続し、その内容から事務所や店舗の実地での相談が必要な方については、ネリサポの登録相談員が相談に伺います。※法律相談は除く。

## 概要

- 中小企業診断士等が相談を伺ったうえで、必要な方に利用をご案内します。
- 1回の出張相談は2時間以内です。
- ご利用は年度内3回です。また、1つの課題については、年度に関わらず3回までです。

## 対象者

ネリサポに経営課題の相談をされた区内中小企業者の方で、相談が継続し、原則として、中小企業診断士等が事業所等の実地で相談・支援が必要と判断して、利用案内をした方。

※相談が継続する場合でも、特に実地の相談を必要としない場合は、総合相談、起業・創業相談、専門相談での支援をご案内します。

## ご利用の案内を受けた方

出張相談の利用案内を受けた方は、ネリサポへ申込書を提出してください。

## 5 ワンストップ相談による特定創業支援等事業

創業者向け



創業する方または創業後5年未満の方に行う継続的な支援で、経営、販路開拓、財務、人材育成の知識が全て身につく事業をいいます。

専門家の支援を受け、練馬区から特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明の交付を受けることで、P.22の優遇措置が受けられます。また、P.10の創業支援特別貸付の対象事業となっています。

## 対象者

練馬区内で創業を考えている方、練馬区内で創業後5年未満の方

## 受講方法

集団講義 2時間×4回（オンライン）

個別相談 1時間×2回（オンライン）

## 日程

年度内10ターム（予定）

## 費用

20,000円

## 申込方法

ネリサポのホームページよりお申し込みください。

## 6 合同経営相談会

経営者向け

創業者向け



税理士、社会保険労務士、中小企業診断士等の専門家を一堂に集め、相談に対応します。

### 対象者

事業を営んでいる方、創業して間もない方等

### 参加費

無料

### 日程

10月1日（日）

※詳しくは、ネリサポホームページなどでお知らせします。

### 場所

区民・産業プラザ研修室1

## 7 女性向け個別相談会

経営者向け

創業者向け



練馬ビジネスサポートセンター利用者や創業！ねりま塾受講生などを対象とし、女性の専門家による個別相談会を開催します。オンライン相談も実施しています。

### 対象者

練馬ビジネスサポートセンター利用者、  
講座受講生等（女性のみ）

### 参加費

無料

### 日程

月1回程度

※詳しくは、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

### 場所

練馬ビジネスサポートセンター

お申込み・問い合わせ先

練馬ビジネスサポートセンター

TEL：03-6757-2020

FAX：03-6757-1014

## 8 専門家派遣

経営者向け

創業者向け

### 東京商工会議所練馬支部の専門家派遣(エキスパートバンク)(無料)

エキスパートバンクは、様々な問題に直面する小規模事業者（創業予定者含む）の経営・技術等の強化を支援する事業です。ご要望に応じて、東京商工会議所に登録されたエキスパートを派遣し、問題の解決を支援します。

① ご相談は無料

② 対象は小規模事業者・創業予定者（商業・サービス業は常用従業員5人以下、その他事業は20人以下企業）

③ 企業秘密は厳守します。

お申込み・問い合わせ先

東京商工会議所練馬支部

〒176-0001 練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4階

TEL：03-3994-6521

FAX：03-3994-6589

# Ⅲ 資金調達したい



## 1 産業融資あっせん

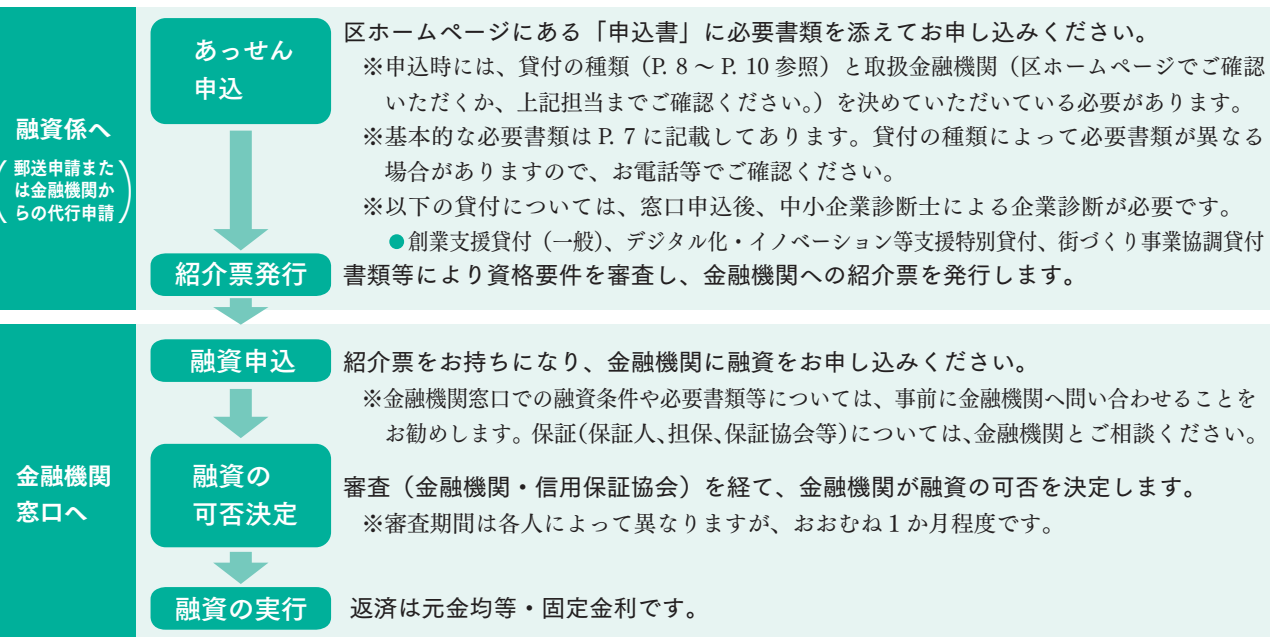
経営者向け

創業者向け



練馬区では、取扱金融機関の協力により融資のあっせんを行っています。区が直接資金をお貸しするのではなく、区が金融機関による融資のあっせんをするとともに、利子の一部を補給することで、返済の負担を軽減する制度です。 問い合わせ先 練馬区経済課融資係 TEL: 03-5984-2673

### 申込みから融資の実行まで



ご利用いただける方 ※詳細につきましては、事前に融資係へご確認ください。

#### 業種およびその事業規模（資本金・従業員数）

製造・運輸・建設業など	資本金 3 億円以下、または従業員 300 人以下
卸売業	資本金 1 億円以下、または従業員 100 人以下
小売業・飲食業	資本金 5,000 万円以下、または従業員 50 人以下
サービス業	資本金 5,000 万円以下、または従業員 100 人以下
医療法人など	従業員 300 人以下

- ① 主たる事業が、上記の業種（信用保証協会の保証対象業種に限る）および規模に当てはまっていること。
  - (1) 保証対象業種とは、一般的な商工業のほとんどの業種が該当します。対象外となるものは、農林・漁業、金融業、風俗関連営業、非営利事業（NPO 法人を除く）、宗教法人、学校法人等です。
  - (2) 「主たる事業」とは、確定申告（法人の場合は定款）に記載があり、総収入または総販売額の最も多いもの、または主要活動となるものを指します。なお、給与所得者の副業（事業収入より給与収入の方が多い場合）は対象になりません。
- ② 融資対象となる事業を 1 年以上営んでおり、確定申告をしていること。
  - (1) 法人は、登記上の本店所在地が 1 年以上前から練馬区内にあること。
  - (2) 個人は、主たる事業所所在地または住所が 1 年以上前から練馬区内にあること。
- ③ 許認可・届出等を必要とする業種の場合は、その許可を受けていること。
- ④ 個人事業主については納期の到来している区税（住民税および軽自動車税）を、法人については納期の到来している法人住民税を完納していること。
- ⑤ 区からの信用保証料補助金返還請求の対象事業者ではないこと。
- ⑥ 融資を受ける資金の用途が適正であり、かつ返済能力があること。  
※生活資金、住宅資金、投機資金等には使えません。
- ⑦ 練馬区暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員および暴力団関係者ではないこと。



## 各貸付共通の必要書類等

	個人事業者	法人
1	申込書 印鑑（実印または認印）を押印 ※スタンプ印不可	申込書 法人代表印（実印）を押印
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 白色申告：直近の確定申告書と内訳書</li> <li>● 青色申告：直近の確定申告書と決算書（または現金出納帳等の簡易帳簿）</li> </ul> ※いずれも税務署あるいは青色申告会受付印のあるもの、または電子申告済みのもの（受信通知要添付）	直近の確定申告書と決算書類一式 ※税務署受付印のあるもの、または電子申告済みのもの（受信通知要添付）
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 区内在住の方 区税（住民税および軽自動車税）の納付から2週間以内にお申込みの場合は、その領収証か通帳（口座振替の場合）</li> <li>● 区外在住の方 住民税の領収証および納税通知書、または納税証明書 ※申込月により必要な領収書が異なります（注1） ※口座引き落としの場合は、通帳と納税通知書 ※住民税が非課税の場合は、非課税証明書</li> </ul>	法人住民税の納税証明書（都税事務所） ※練馬都税事務所 TEL：03-3993-2261 ※法人事業税の証明書は不要です。
4	住民票（発行から3か月以内）	履歴事項全部証明書（発行から3か月以内）
5	申し込み時点で有効な許認可証・開設届等（飲食業など許認可や届出が必要な業種）	申し込み時点で有効な許認可証・開設届等（飲食業など許認可や届出が必要な業種）
6	業者作成の正式な見積書（設備資金の申込の場合）〈注2〉	業者作成の正式な見積書（設備資金の申込の場合）〈注2〉

※郵送いただいた書類は返却しませんので、コピーをお送りください。

〈注1〉住民税の領収書は、以下で該当するものをお持ちください。

申込月	個人事業者
4・5・6月	前年度1～4期分
7・8月	当年度 1期分
9・10月	当年度1・2期分
11・12・1月	当年度1～3期分
2・3月	当年度1～4期分

〈注2〉見積書等については、以下のとおりとなります。

- 設備資金は、見積金額の範囲内でお申し込みできます（1万円未満切り捨て）。
- 「見積書」は、納入業者・施工業者作成で署名・捺印（いわゆる社判）・日付（作成日・有効期限）の記載が必要です。なお、表題が「計算書」「注文書」「商談メモ」の場合や、自社見積りでは、お申し込みできません。
- 見積書のあて先は個人事業主の場合は代表者氏名を、法人の場合は法人名が明記され、納入場所または施工場所の明記が必要となります。
- 金額の内訳が必要です。「一式」のように内容の記載がない場合は受付できません。
- 事業用普通乗用車（3・5・7ナンバー）購入の場合、300万円があっせん限度となります。下取価格を除いた見積額が300万円以内の車両が対象です。
- 個人タクシー購入の場合、あっせん限度額・貸付期間は400万円・4年以内です。
- 事業所兼住宅の工事費等の貸付である場合は、事業所部分のみがあっせん対象となります。

## 練馬区産業融資あっせん制度貸付種類一覧

- 貸付期間（据置期間を含む）は、貸付金額が1千万円以下のときは7年以内（「**5**年未短期貸付」は11か月以内）です。1千万円を超えるときは10年以内です。
- 貸付金額の上限額（資金限度額）には、申込時点の同一貸付種類の貸付残高を含みます。
- 金利負担のうち、利用者の負担金利は0.2～0.9%です。1.1～1.8%は区が負担します（「**16**創業支援特別貸付」では区負担金利0.8%）。金利はいずれも固定金利です。
- 区の金利負担は、申込者が資格要件を失うなどの事由により終了します。
- 特別貸付（次ページ**9****10****11****12****14****16**）では信用保証料の補助があります。
- 企業診断は、申込後に練馬ビジネスサポートセンターが行います（無料）。

貸付種類と資格要件	資金限度額	据置期間上限	金利利用者負担	区負担
<b>普通貸付</b>	2,500万円	6か月	0.9%	1.1%
P.6「ご利用いただける方」に記載の条件 <b>①</b> ～ <b>⑦</b> を満たしていること。				
<b>1</b> <b>〈商店会加入者優遇措置〉</b>	500万円※上項限度額内	6か月	0.4%	1.6%
1. 上記の普通貸付の要件に加え、練馬区内の商店会に加入していること。				
<b>小規模企業小口貸付</b>	2,000万円	6か月	0.9%	1.1%
1. 普通貸付の要件を満たしていること。（ただし、NPO法人は対象外。）				
2. 従業員が20人以下（卸・小売・飲食・サービス業は5人以下）であること。				
<b>2</b>	3. 信用保証協会の保証を利用し、当該融資を含めた信用保証付融資残高が2,000万円以下であること。			
※東京都の「小規模企業向け融資（小口）」の要件を満たす方は、都の信用保証料補助を利用できる場合があります。				
<b>〈商店会加入者優遇措置〉</b>	500万円※上項限度額内	6か月	0.4%	1.6%
1. 上記の小規模企業小口貸付の要件に加え、練馬区内の商店会に加入していること。				
<b>新旧債務一本化貸付</b>	2,500万円	6か月	0.9%	1.1%
1. 普通貸付の要件を満たしていること。				
2. 融資実行後1年以上経過した練馬区産業融資あっせん制度による債務（旧債務）があること（運転資金として扱います）。				
<b>3</b>	3. 旧債務（新旧債務一本化貸付および新型コロナウイルス感染症対応借換特別貸付を除く）を一括返済するための資金と、新たな資金とを一本化するためのものであること。			
4. 取扱金融機関は、旧債務のある金融機関の同一支店であること。				
<b>災害貸付</b>	500万円	12か月	0.4%	1.6%
1. 普通貸付の要件を満たしていること。				
<b>4</b>	2. 火災・風水害等により設備などに被害を受け、被災（り災）証明書が発行されていること。			
<b>年未短期貸付</b>	300万円（運転資金）	1か月	0.4%	1.6%
<b>5</b>	1. 普通貸付の要件を満たしていること。 ※受付期間：10月～11月			

	貸付種類と資格要件	資金限度額	据置期間上限	金利利用者負担	区負担
一般貸付	街づくり事業協調貸付	1,000万円	6か月	0.4%	1.6%
	6	1. 普通貸付の要件を満たしていること。 2. 都市計画事業等公共事業の施行に伴って移転等を行う、従業員が5人以下の事業者であること。 3. 移転等の後も、引き続き区内で同一事業を営み、設備等の近代化を図るものであること。 4. 企業診断により適格と認められること。			
	団体貸付	法人 2,500万円 任意団体 2,000万円	6か月	0.4%	1.6%
	7	1. 区内に団体の主たる事務所を有し、4人以上で組織されている商工業団体であること。 2. 構成員の3分の2以上が、区内に主たる事業所を有し保証対象業種を営む事業者であること。 3. 法人は確定申告と法人住民税を完納し、任意団体は代表者が確定申告と住民税を完納していること。			
特別貸付	商店街整備資金貸付	商店会 5,000万円 会員 2,000万円 (設備資金)	6か月	0.4%	1.6%
	8	1. 普通貸付または団体貸付の要件を満たしていること。 2. 練馬区いきいき商店街支援事業補助金交付要綱等に基づく補助金の交付決定を受けた、共同施設の整備等を行う商店会または店舗の整備を行う商店会の会員であること。			
	景気対策特別貸付	1,500万円	12か月	0.2%	1.8%
	9	1. 普通貸付の要件を満たしていること。 2. 申込月の3か月前の月を含む連続した3か月または12か月の期間において、その前年同期から同一事業を行っており、前年同期と比較し売上高または利益率（売上総利益率または営業利益率）が減少していること。			
特別貸付	地球温暖化等環境対策特別貸付	500万円 (設備資金)	6か月	0.2%	1.8%
	10	1. 普通貸付の要件を満たしていること。 2. 本貸付の用途が、つぎの(1)から(7)のいずれかに当てはまること。 (1) 低公害車の導入（電気自動車、ハイブリッド車、九都県市あおぞらネットワーク指定車等） (2) アスベストの除去工事 (3) 騒音・ばい煙など公害防止のための設備の導入 (4) 再生可能エネルギーを利用した施設整備 (5) LED照明・窓遮光フィルムの導入・高反射率塗装工事 (6) 省エネ促進税制対象機器の導入 (7) 屋上・壁面等の緑化工事			
	デジタル化・イノベーション等支援特別貸付	1,000万円	12か月	0.2%	1.8%
11	1. 普通貸付の要件を満たしていること。 2. つぎの(1)から(3)のいずれかに当てはまること。 (1) デジタル化推進に伴うもの ① デジタル技術の活用により、新しい製品・サービスの構築や既存ビジネスの変革を目指すもの。 ② 上記のほか、情報通信機器類の導入により、生産性の向上、業務効率化および経営の活性化を図るもの。 (2) 新技術・新製品開発に伴うもの ① 製造業またはサービス業を営み、新技術・新製品開発を行うもの。 ② 新技術・新製品の導入に伴う効果等の予測調査を行うもの。 (3) 事業転換・新分野進出に伴うもの ① 法人については登記上の本店所在地が、個人については事業所または住所が5年以上前から区内にあり、同一事業を引き続き5年以上営んでいる事業者が、区内で事業転換を行うもの。 ② 新分野への進出等により、区内で事業の多角化を行うもの。				
	3. 企業診断により適格と認められること。				

	貸付種類と資格要件	資金限度額	据置期間上限	金利利用者負担	区負担
特別貸付	<b>アニメ産業特別貸付</b>	1,000万円	6か月	0.2%	1.8%
	12	1. 普通貸付の要件を満たしていること。 2. アニメ制作に携わっている事業者であること。 3. 本貸付の用途が、アニメ事業に係るものであること。			
	<b>新型コロナウイルス感染症対応借換特別貸付</b>	2,500万円(運転資金)	24か月	0.2%	1.8%
13	1. 普通貸付の要件を満たしていること。 2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、直近の1か月の売上額が、前年同月と比較して20%以上減少していること。(前年同月にすでに新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合は、前々年等影響を受ける直前の同月との比較ができます。) 3. 練馬区産業融資あっせん制度による新旧債務一本化貸付および新型コロナウイルス感染症対応借換特別貸付を除く旧債務を一括返済するための資金に、新たに必要となる資金を併せて一本化すること。 4. 新型コロナウイルス感染症対応特別貸付および緊急経営支援特別貸付は融資実行後6か月以上、その他の債務については1年以上経過していること(運転資金扱いとします)。 5. 取扱金融機関は、旧債務のある金融機関の同一支店であること。				
14	<b>緊急経営支援特別貸付</b>	1,000万円(運転資金)	24か月	0.2%	1.8%
	1. 普通貸付の要件を満たしていること。 2. 原油価格・物価高騰等の影響を既に受けている、または今後受けることが予想されていること。				
創業支援貸付(創業者向け)	<b>創業支援貸付(一般)</b>	1,000万円	12か月	0.4%	1.6%
	15	1. 過去事業を営んだことがなく、これから開業を予定しているか、開業1年未満で開業時に他に事業を営んでいないこと。 2. 東京信用保証協会の保証対象業種を開業すること。また、開業する業種において必要とする国家資格(医師、弁護士等)を有すること。 3. 区内に主たる事業所を開設すること。かつ、法人の場合は、登記上の本店所在地を区内にすること。 4. 開業1年未満の場合、開業時から継続して主たる事業所の所在地が区内であること。かつ、法人の場合は開業時から継続して登記上の本店所在地が区内であること。 5. 納期の到来した住民税(および軽自動車税)を完納していること。 6. 給与所得者との兼業ではないこと。 7. 開業にかかる事業資金に対してその3分の1以上の自己資金を有すること(融資申込額は自己資金の2倍以内となります)。 8. 企業診断により適格と認められること(個人タクシー業を除く)。			
	<b>創業支援特別貸付</b>	500万円	12か月	0.2%	0.8%
16	1. 創業支援貸付(一般)の要件1から6を満たしていること。 2. 産業競争力強化法に基づく、特定創業支援等事業を受けた者の証明書が発行されていること。 3. 創業計画書の内容について融資を希望する金融機関の承認を得ており、融資実行後も当該金融機関の指導・助言を受けること。				

## 2 マル経融資への利子補給

経営者向け



東京商工会議所を通じて、日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を利用した場合に利子の一部を区が補助します。対象となる方には、申請書等をお送りします。

**補助率** 40%（通常型）

**期間** 融資実行日から2年後の年度末3月31日まで

### マル経融資（小規模事業者経営改善資金）

マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資制度）は小規模事業者の方々の経営をバックアップするために無担保・無保証人で東京商工会議所の推薦に基づき融資される国（日本政策金融公庫）の制度です。

※審査の結果、ご希望に沿えないことがあります。

融資限度額	2,000万円（1,500万円超の申込の場合は事業計画書の作成・提出が必要）
返済期間	● 運転資金 7年以内 ● 設備資金 10年以内
融資利率	1.08%（令和5年4月1日現在）

#### マル経融資の特徴

- ① 東京商工会議所の経営指導を通じて融資の推薦を行います。
- ② 安心して借入ができる国（日本政策金融公庫）の融資制度です。
- ③ 担保も保証人も要りません。信用保証協会の保証も不要です。
- ④ 相談料、手数料などは一切不要です。

東京商工会議所練馬支部：〒176-0001 練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 4階 TEL：03-3994-6521 FAX：03-3994-6589

## 3 セーフティネット保証制度の認定

経営者向け



### セーフティネット保証とは

業況が悪化している業種（指定業種）や突発的な事由（取引先倒産、災害等）により経営の安定に支障が生じている中小企業を対象に、民間金融機関から融資を受ける際の保証を信用保証協会が特例保証するものです。

法人は本店所在地、個人事業主は主たる事業所の所在地の区市町村で認定申請することができます。

なお、指定業種等の詳細については、中小企業庁のホームページでご確認ください。

#### 効果

- 信用保証協会の通常限度額と別枠で保証を受けることができます。
- 保証料率がおおむね1%以下になります。

お申込み・問い合わせ先

練馬区経済課融資係

TEL：03-5984-2673

## IV 補助金・助成金を活用したい



### 1 区内事業者等の連携による製品等開発補助

経営者向け



#### 概要

区内の事業者等が相互に連携し、それぞれが持つ技術、知識、経験、製品などを活かして取り組む、製品・サービス等の開発事業について補助します。申請にあたって、事前相談が必要です。

#### 補助金額

補助対象経費の2分の1以内で上限20万円。

#### 補助対象事業

原則として、つぎの条件をすべて満たすものを補助対象事業とします。

- それぞれの専門知識、技術、経験、設備、製品、サービスなどを発揮して、相互に協力・連携する事業であること。
- 原則として、開発する製品・サービス等について、完成後の事業化や販路についての計画が明確であること。
- 補助対象事業の経費、諸権利、製品、収益の取り扱いなどに基本的合意があること。

#### 対象者

以下の条件をすべて満たす区内の事業者等の団体・グループ(以下「団体等」という)。

- 区内中小企業者が団体等の代表であること。
- 団体等を構成する事業者の2分の1以上が、区内の事業者であること。
- 団体等を構成するすべての事業者が、法人住民税または住民税を滞納していないこと。
- 団体等を構成するすべての事業者が、風俗営業法の規制業種または消費者に著しく不利益を与える業務を行っていないこと。

#### 補助対象経費・補助区分

補助対象事業は3つの補助区分に分割します。補助の申請は、年度内1回、1区分までですので、開発の進捗に応じた補助区分で申請してください。

補助区分	事業内容	対象経費
区分1 (企画活動)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 製品、サービス等の企画</li> <li>● 研究、開発手順、市場性、販路の検討など</li> </ul>	
区分2 (開発活動)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 製品等の試作</li> <li>● 製品化・市販化に向けた試験・改良</li> <li>● デザイン・パッケージング</li> <li>● 特許・商標の取得など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門家報酬・諸謝金</li> <li>● 原材料、部品等の調達費</li> <li>● 外部委託費</li> </ul>
区分3 (販路開拓)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 製品等の情報発信</li> <li>● 販路開拓、販促活動など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 製品等の情報発信、販路・市場等の開拓に係る経費</li> </ul>

※補助申請の時点で、申請する補助区分の事業内容について未着手であることが必要です。

※区分3については、補助申請の時点で、開発した製品等の販売開始前の段階であることが必要です。

#### 必要書類

下記お問い合わせ先までご連絡ください。  
ネリサポのホームページにも掲載しています。

#### 申請時期

通年

お申込み・問い合わせ先

練馬ビジネスサポートセンター

TEL : 03-6757-2020

FAX : 03-6757-1014



## 2 ホームページ作成費補助

経営者向け

創業者向け

**概要** ※ホームページ開設の着手前の申請が必要になります。  
ホームページを新たに開設する費用の一部を補助します。

### 補助金額

補助対象経費の2分の1以内で上限5万円。

### 対象者

以下の条件をすべて満たす中小企業基本法に定める中小企業者および税法上の収益事業を営む個人・団体。

- ホームページを開設していないこと。
- 法人においては、本店または主たる事務所が区内に登録されていること、個人事業主においては主たる事業所が区内にあること。
- 法人は法人住民税を滞納していないこと、個人事業主は住民税を滞納していないことまたは非課税であること。
- 風俗営業法により規制される業種または消費者に著しく不利益を与える業務を行っていないこと。
- 新たに開設するホームページが、事業活動に関係ない内容の場合、区外の事業所・支店等のみをPRする内容と認める場合は補助対象としません。

### 補助対象経費

- デザイン費、素材加工費、ウェブページ等のコーディング費
- CGI、PHP等プログラムのコーディング費
- ホームページ上で公開する各種マルチメディア媒体の製作費
- 新たに独自ドメインを取得する場合の初年度経費

### 必要書類

下記お問い合わせ先までご連絡ください。  
ネリサポのホームページにも掲載しています。

### 申請時期

通年

### 3 見本市等出展費用補助



**概要** ※見本市等出展前の申請が必要になります。

販路拡大等の目的で、対象事業に該当する見本市等に出展する費用の一部を補助します。

#### 補助金額

補助対象経費の2分の1以内で上限10万円（団体の場合は20万円）。

#### 対象事業

中小企業者等の販路拡大、ビジネスマッチング等を主目的として開催される国内の見本市、展示会、博覧会等。ただし、練馬区および練馬区産業振興公社が主催または共催するもの、または出展の主目的が来場者への製品等の販売と認められるものを除く。

#### 対象者

以下の条件をすべて満たす中小企業基本法に定める中小企業者および税法上の収益事業を営む個人・団体。

- 法人においては、本店または主たる事務所が区内に登記されていること、個人事業主においては主たる事業所が区内にあること。
- 法人は法人住民税を滞納していないこと、個人事業主は住民税を滞納していないことまたは非課税であること。
- 風俗営業法により規制される業種または消費者に著しく不利益を与える業務を行っていないこと。
- この補助金の利用が過去通算3回未満（練馬区が実施した補助を含む）であって当年度利用していない者。
- 区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。

#### 補助対象経費

- 出展料、展示装飾費、設営費、出品製品等の運搬費および会場で配布するチラシ等の印刷費  
※ただし、見本市等の終了後も継続的に使用可能な備品等の調達に要する経費を除く。

#### 必要書類

下記お問い合わせ先までご連絡ください。  
ネリサポのホームページにも掲載しています。

#### 申請時期

通年



## 4 各種認証等の取得支援補助

経営者向け



**概要** ※事業着手前の申請が必要になります。

練馬区内の中小企業等が、ISO（国際標準化機構）規格や、JIS（日本工業規格）など国内外の公共機関などが定める規格への適合認証等を新規に取得する際の費用の一部を補助します。

### 補助金額

補助対象経費の3分の1以内で上限50万円。

### 対象事業

ISO9001、ISO14001、プライバシーマーク、CEマーキング等の各種認証取得に係る事業

### 対象者

以下の条件をすべて満たす中小企業基本法に定める中小企業者および税法上の収益事業を営む個人・団体。

- 法人においては、本店または主たる事務所が区内に登録されていること、個人事業主においては主たる事業所が区内にあること。
- 事業所単位で各種認証等を取得する場合において、当該事業所が区内にあること。
- 法人は法人住民税を滞納していないこと、個人事業主は住民税を滞納していないことまたは非課税であること。
- 区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。

※風俗営業法の規制業種、フランチャイズ・チェーン等のフランチャイジーとして営業している事業所を除きます。

### 必要書類

下記お問い合わせ先までご連絡ください。  
ネリサポのホームページにも掲載しています。

### 申請時期

通年

## 5 産業財産権の取得支援補助

経営者向け



**概要** ※産業財産権に係る出願後、1年以内の申請が必要になります。

練馬区内の中小企業等が、新たに産業財産権を取得する際の費用の一部を補助します。

### 補助金額

補助対象経費の2分の1以内で上限10万円。

### 対象事業

特許権・実用新案権・意匠権・商標権の取得に係る事業 ※この補助金の交付は、同一年度内に1回のみです。

### 対象者

以下の条件をすべて満たす中小企業基本法に定める中小企業者および税法上の収益事業を営む個人・団体。

- 法人においては、本店または主たる事務所が区内に登録されていること、個人事業主においては主たる事業所が区内にあること。
- 法人は法人住民税を滞納していないこと、個人事業主は住民税を滞納していないことまたは非課税であること。
- 区内で引き続き1年以上事業を営んでいること。

※風俗営業法の規制業種、フランチャイズ・チェーン等のフランチャイジーとして営業している事業所を除きます。

### 必要書類

下記お問い合わせ先までご連絡ください。  
ネリサポのホームページにも掲載しています。

### 申請時期

通年

## 6 商店街空き店舗入居促進補助

経営者向け

創業者向け



**概要** ※事業採択申請時以前に賃貸借契約を締結している場合は対象となりません。必ず事前にご相談ください。

区内商店街で3か月以上空き店舗となっている賃貸物件で、新たに開店する個人事業主や法人に対し、店舗改修費や賃借料の一部を補助するとともに、相談員の訪問による経営サポートを行います。

### 支援内容

- 店舗改修費：補助対象経費の3分の2以内（区外事業者への発注の場合は2分の1以内）。  
※上限100万円以内 初年度のみ
- 賃借料：補助対象経費の3分の2以内。  
※上限 月額1年目5万円、2年目3万円、3年目2万円
- 経営サポート：本事業の支援を受ける方は、入居した店舗での営業を開始してから、3年の間に5回、ネリサポの相談員（中小企業診断士）による、経営面のサポート（経営指導）を受ける必要があります。

### 対象者

以下の条件をすべて満たす中小企業基本法に定める中小企業者および税法上の収益事業を営む個人・団体。

- 区内商店街の空き店舗で、新たに事業を開始する具体的な事業計画があること。
- 週5日以上営業すること。
- 空き店舗所在地の商店会から入会承認（内諾）があること。
- 補助期間中、商店会員としてその活動への協力を継続していること。
- 法人は法人住民税を滞納していないこと、個人事業主は住民税を滞納していないことまたは非課税であること。  
※風俗営業法の規制業種、フランチャイズ・チェーン等のフランチャイジーとして営業する事業所を除きます。

### 必要書類

下記お問い合わせ先までご連絡ください。  
ネリサポのホームページにも掲載しています。

### 申請時期

通年

## 7 お客の集まる個店づくり支援事業補助

経営者向け

### 概要

商店街の活性化を図るため、商店会員が連携して行うイベント事業や事業承継・事業の拡充等のために行う店舗改修事業について補助を行います。

### 対象者

区内商店会員等

### 対象事業など

	個店連携事業	店舗改修事業
対象事業	複数の商店会員（または商店会員と他の事業者）が連携して行うイベント事業や商品開発事業など	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業種変更や業態変更を含む事業承継に伴い実施する店舗改修事業</li> <li>● 事業の拡充および事業内容の変更等に伴い実施する店舗改修事業</li> </ul>
補助金額	補助対象経費の2分の1以内で上限50万円	補助対象経費の2分の1以内で上限100万円
補助対象経費	事業実施のために必要な広報費、委託料、材料費等	店舗改修にかかる工事費等

### 必要書類

下記お問い合わせ先までご連絡ください

### 申請時期

第一締切: 令和5年5月31日(水) ※既に締切りました  
 第二締切: 令和5年7月31日(月)

お申込み・問い合わせ先

練馬区商工観光課商工係

TEL: 03-5984-2675

## 8 専門家派遣費用補助

経営者向け

創業者向け



ネリサポでは、東京都中小企業振興公社（以下「都公社」という。）の専門家派遣事業を実際に利用された、区内中小企業者の方を対象として、派遣費用の自己負担分の一部を補助する制度を設けています。

### 対象となる専門家派遣制度

都公社の専門家派遣事業。ただし、ネリサポの専門相談メニューに含まれる、法律、デジタルサポート、労務、販路拡大・集客、経営、税務の分野での専門家派遣は原則として補助対象外となります。

### 対象者

ネリサポの専門相談、総合相談を踏まえて、専門家派遣の活用が必要と認められる方

### 補助対象経費

都公社の専門家派遣事業を利用した際の相談者の自己負担額の一部

### 補助金額

専門家派遣1回につき1万円、1年度につき派遣3回分の3万円を限度とします。  
 （都公社の専門家派遣は、年度内1テーマで最大8回まで派遣が受けられます。）

お申込み・問い合わせ先

練馬ビジネスサポートセンター

TEL: 03-6757-2020

FAX: 03-6757-1014

補助金・助成金を活用したい

## 9 練馬区福祉のまちづくり整備助成

経営者向け

**概要** ※工事契約前にご相談ください。

区では、建築物のバリアフリー化を促進するために、店舗などのバリアフリー整備費用の一部を助成しています。

### 対象者

中小企業者、公益法人、管理組合等

### 助成金額など

	対象建築物	助成上限額（対象経費の1/2）
改修	店舗、診療所、公衆浴場など	100万円・30万円・5万円（整備内容による）
	床面積1000㎡以上の共同住宅（共用部） ※共同住宅部分以外（店舗等）の部分は床面積から除く	50万円

※各コースによって、それぞれ必要な要件があります。詳細は下記お問い合わせ先までご連絡ください。

### 対象設備

段差解消、手すり設置、和式トイレの洋式化、出入口の自動ドア化、ベビーベッド等乳幼児設備の設置、折りたたみスロープなど簡易な設備の購入など

### 必要書類

下記お問い合わせ先までご連絡ください。

区ホームページにも掲載しています。

### 申請時期

通年

お申込み・問い合わせ先

練馬区建築課福祉のまちづくり係

TEL：03-5984-1649

### コラム① 「女性活躍」と「子育て支援」

少子化が進み、減少する生産年齢人口（15歳～64歳）の影響を緩和するため、高齢者を含む女性の労働力は重要です。そこで、女性が働きやすいキーワードが「女性活躍」と「子育て支援」です。

- 「女性活躍」…………… 働きたい女性が仕事を持つことができる  
働く女性が能力を発揮できる
- 「子育て支援」…………… 仕事と出産・子育ての両立支援



この二つが充実すると、優秀な人材が集まりやすい、企業のイメージアップなどのメリットに繋がります。

国の認定制度の事例をぜひご覧ください。

女性活躍推進企業  
「えるぼし・プラチナえるぼし」



子育てサポート企業  
「くるみん・プラチナくるみん」



コラム② ワーク・ライフ・バランスを実践している区内事業者のお話しは P.25 です。

## 10 練馬区耐震化促進事業助成

経営者向け

### 概要

区では、事務所や店舗など民間建築物等の所有者を対象に、耐震相談のためのアドバイザー派遣や簡易診断の実施について、費用の助成を行い建築物の耐震化促進を図っています。

また耐震改修工事等の費用に対しても助成ができる場合があります。諸条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

### 対象者

- 建築物の所有者  
ただし、住民税等を滞納していないこと、建築物の所有者が国または地方公共団体でないこと、および第三者へ転売する目的のために住宅を取得し、当該住宅の耐震改修工事等を行う不動産業者、建築業者でないこと

### 対象建築物等

- 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した建築物
- 建築物が適法であること
- 重大な違反がある場合、工事で解消されると区長が認めるもの
- 建築物が助成禁止区域に入っていないこと

### アドバイザー派遣・簡易耐震診断助成内容

	助成率		助成限度額
	—	面積に応じた金額	
アドバイザー派遣	費用の 10/10	—	43,000 円
簡易耐震診断	費用の 10/10 ※	建物の延べ床面積 ア：1,001㎡未満 イ：1,001㎡以上 3,501㎡未満 ウ：3,501㎡以上の部分	ア：372,000 円 イ：496,000 円 ウ：745,000 円

※簡易診断の実施に必要な図面等がない場合における当該図面作成費用は対象外となります。

### 耐震診断・実施設計・改修工事助成内容

区分	助成対象費用	助成率	助成限度額
耐震診断	ア：耐震診断、実施設計または改修工事に要した費用の額 イ：区が定めた面積区分による単価で算出した費用の額	2/3	150 万円
実施設計			200 万円
改修工事	上記アとイのうち額の小さい方	1/6	1,000 万円

※延べ床面積が1,000㎡未満等の建築物は、耐震診断だけの助成(助成限度額 100 万円)となります。

※緊急輸送道路沿道建築物の場合は、助成率と助成限度額が異なります。

### 必要書類

下記お問い合わせ先までご連絡ください。  
区ホームページにも掲載しています。

### 申請時期

通年

## 11 練馬区カーボンニュートラル化設備設置等補助

経営者向け

### 概要

下記の設備の設置等を行った事業者の方に対し、費用の一部を補助します（先着順。予算がなくなり次第終了）。

### 補助対象設備・補助金額

- ① 太陽光発電設備 [1kW 以上] (上限 20 万円)  
※エコキュート、蓄電システム、V2H のいずれかと連携していることが必要。
- ② 自然冷媒ヒートポンプ給湯器【エコキュート】(上限 2 万 5 千円)
- ③ 家庭用燃料電池システム【エネファーム】(上限 5 万円)
- ④ 蓄電システム [機器費が1kWh あたり 17 万円 (消費税を除く) 以下] (上限 6 万円)  
※太陽光発電設備と連携していることが必要。
- ⑤ ビークル・トゥ・ホームシステム【V2H】(上限 10 万円)
- ⑥ 窓の断熱改修 [改修費用が 1 万円 (消費税を除く) 以上] (上限 12 万円)

※補助金額の算出方法

#### 【太陽光発電設備】

設置した太陽電池の公称最大出力合計値に 1 kW あたり 5 万円を乗じた金額と、太陽光発電設備の設置費用（消費税を除く）から、東京都およびその他の団体の補助金を差し引いた金額とを比較し、低い方の金額（ただし、20 万円以内。千円未満切捨て）となります。

#### 【エコキュート、エネファーム、蓄電システム、V2H、窓の断熱改修】

各設備の上限額と設置（改修・交換）費用（消費税を除く）から国、東京都およびその他の団体の補助金を差し引いた金額の 1/2（千円未満切捨て）とを比較し、低い方の金額となります。

### 補助対象要件・必要書類

申請には要件があります。詳しくは下記問い合わせ先まで、ご連絡ください。区ホームページにも掲載しています。右の QR コードからご覧いただけます。



### 申請受付方法

窓口（持参）または郵送 ※郵送の場合、投函から到着までお時間がかかりますのでご注意ください。

### 申請受付期間

令和 5 年 4 月 17 日（月）から令和 6 年 3 月 15 日（金）

※窓口は年末年始を除く開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

※郵送の場合は必着

### 申請基準日（設備設置日等）

対象設備ごとにより異なる「申請基準日」が、令和 5 年 2 月 1 日（水）から令和 6 年 1 月 31 日（水）の期間にあるものが受付対象です。

※申請基準日は対象設備によって確認方法が異なりますので、ご注意ください。

申請窓口・  
問い合わせ先

練馬区環境課地球温暖化対策係（補助金担当）

練馬区役所本庁舎 18 階

TEL : 03-5984-4706

# V セミナー・商談会を活用したい



## 1 創業！ねりま塾

創業者向け



これから起業を考えている方、具体的に起業に向けて事業プランをお持ちの方、創業して間もない方などを対象とした、起業・創業セミナーです。

※このセミナーは、産業競争力強化法に基づく認定を受けた創業支援事業であり、中でも実践編は、「特定創業支援等事業」に認定されています。P. 22 の優遇措置が受けられるほか、P. 10 の創業支援特別貸付の対象事業となっています。

※入門編、基礎編（一般編、女性編）の募集は、締切りました。

### 入門編

対象	起業を考えている方、起業に興味がある方
内容	起業に関する講演、ミニセミナー
受講料	無料
場所	区民・産業プラザ Coconeri ホール

### 基礎編（一般編）

対象	3年以内に起業したい方
内容	スモールビジネスの始め方、コンセプトシートの説明
受講料	1,000円
場所	区民・産業プラザ研修室1

### 基礎編（女性編）

対象	18歳以上の女性で起業を考えている方、起業に興味がある方
内容	女性ならではの起業方法、コンセプトシートの説明
受講料	1,000円
場所	区民・産業プラザ研修室1

### 基礎編（若者編）

日程	定員	募集
[会場] 8月16日(水) [オンラインライブ] 8月19日(土)	各30名	7月11日(火)～
対象	39歳以下の起業を考えている方、起業に興味がある方	
内容	アイデアの出し方、コンセプトシートの説明	
受講料	無料	
場所	区民・産業プラザ研修室1ほか	

### 応用編

日程	定員	募集
[会場] 9月16日(土) [オンラインライブ] 9月13日(水)	各30名	8月11日(金)～
対象	コンセプトシートを完成させたい方	
内容	コンセプトシートの作成	
受講料	各1,000円	
場所	区民・産業プラザ研修室1ほか	

### 実践編（6日制）

日程	定員	募集
10月21日、28日、11月4日、11日、18日、 12月2日(毎土) ※個別面談日 11月11日(予備日11月9日、10日)	30名	9月11日(月)～
対象	本格的に起業を考えている方、起業しておおよそ3年以内の方	
内容	ビジネスプランの作成	
受講料	20,000円	
場所	区民・産業プラザ研修室1ほか	

## 「特定創業支援等事業」とは

産業競争力強化法に基づいて、国に認定された区市町村の創業支援等事業計画における創業支援等事業のうち、経営、財務、人材育成、販路拡大に関する知識の全ての習得が見込まれる継続的な支援を創業希望者等に対して行う事業を言います。

特定創業支援等事業に認定されている事業を受講した場合は下記の優遇措置があります。

### 優遇措置の内容

- ① 株式会社または合同会社を設立し登記する際の登録免許税が資本金の0.7%から0.35%に減額されます。  
合名会社または合資会社を設立し登記する際の登録免許税が6万円から3万円に減額されます。  
※練馬区で設立する必要があります。
- ② 信用保証の支援を事業開始6か月前から受けられます。(通常2か月前から)
- ③ 日本政策金融公庫の融資制度である「新創業融資制度」の要件(自己資金要件)が緩和されます。
- ④ 日本政策金融公庫の融資制度である「新規開業支援資金」の貸付利率が引き下げられます。

これらの優遇措置は、今後、法改正等により変更される場合がありますので、ご承知おきください。

詳しくは下記までお問い合わせください。

お申込み・問い合わせ先

練馬区経済課産業振興調整係

TEL : 03-5984-1194

練馬ビジネスサポートセンター

TEL : 03-6757-2020

## 2 経営者・創業者向けセミナー

経営者向け

創業者向け



事業を営んでいる方や、創業して間もない方などを対象とし、販路拡大、企画提案力アップなど、年度ごとに設定したテーマにもとづいたセミナーを開催します。各セミナーでは会場での開催とあわせてオンラインライブ形式での開催も行い、参加希望者が状況にあったセミナー参加方法を選択できます。

### 対象者

事業を営んでいる方、創業して間もない方等

### 参加費

有料

### 日程

年8回程度

### 場所

区民・産業プラザ研修室1ほか

※詳しくは、ネリサポホームページなどでお知らせします。

お申込み・問い合わせ先

練馬ビジネスサポートセンター

TEL : 03-6757-2020

FAX : 03-6757-1014



### 3 ネリサポ オンラインセミナー

経営者向け

創業者向け



創業者や事業者等を対象とし、短い時間で気軽に視聴できる動画を配信しています。起業・創業、ビジネスに関するテーマのほか、国の補助金に関する最新の情報や申請のポイントなども随時提供し、経営における課題解決のヒントの提供を図ります。

#### 対象者

事業を営んでいる方、創業して間もない方等

#### 日程

年 12 回程度

#### 参加費

無料

#### 場所

練馬ビジネスサポートセンター ホームページ  
「ねりさぽビジネスラボ」内

問い合わせ先

練馬ビジネスサポートセンター  
TEL : 03-6757-2020

「ねりさぽビジネスラボ」



### 4 企業・事業所向けワーク・ライフ・バランスセミナー

経営者向け

企業・事業所の雇用主および人事労務担当者等を対象に、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進や実践等についての講座を開催します。

#### 対象者

区内中小企業者・勤労者・創業希望者・その他受講を希望する区民

#### 申込時期

セミナー開催日の 1 か月前程度から受講の受付を行います。

#### 開催時期

令和 5 年度は 11 月頃を予定  
※詳しくは、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

#### 参加費

無料

お申込み・問い合わせ先

練馬区人権・男女共同参画課男女共同参画担当係

TEL : 03-5984-4518

### 5 一般社団法人練馬産業連合会の各種セミナー

経営者向け

創業者向け

勤労者向け

一般社団法人練馬産業連合会では、区内商工事業者の経営の安定と向上を目的に、企業および従業員にとって有益な各種セミナー等を実施しています。

#### 開催例

- 労働法・知的財産法などの法律に関するセミナー
- 全国安全週間説明会、全国労働衛生週間説明会、練馬・豊島・板橋地区安全衛生推進大会
- ものづくり企業への視察会

参加ご希望の方は、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

一般社団法人練馬産業連合会  
〒176-0011 練馬区豊玉上 2-23-10

TEL : 03-3991-0530  
FAX : 03-3994-8008

## 6 東京商工会議所の講演会・セミナー

経営者向け

創業者向け

勤労者向け

東京商工会議所では、企業を取り巻く様々な経営環境の変化に対応し、経営の「安定」「革新」「危機回避」を図る一助として、専門家による講演会・セミナー（教材費等、一部を負担していただく場合もあります）を中小企業の経営者や従業員を対象に開催しています。オンラインで開催する場合もあります。詳しくは、ホームページで随時お知らせしています。

### 開催例

金融	● 制度融資説明	● 資金調達	● 財務諸表作成
税務	● 税務全般	● 税務申告対策	● 申告書記入
経営一般	● 販売促進	● 経営者の資質向上	
情報化	● IT活用	● デジタル転換	
労務	● 労務管理	● 労働保険や社会保険の年度更新	
その他	● 法律	● まちづくり	● 危機管理
東商有料講座	● 新人社員研修	● エクセル応用	● 貿易実務

問い合わせ先

東京商工会議所練馬支部

〒176-0001 練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 4階

TEL：03-3994-6521

FAX：03-3994-6589



## 7 公益社団法人練馬東法人会・公益社団法人練馬西法人会の各種研修会

経営者向け

創業者向け

勤労者向け

公益社団法人練馬東法人会・公益社団法人練馬西法人会では、それぞれ企業の人材教育や経営支援に活用できる各種研修会を開催しています。

### 開催例

● 税務研修会 ※年末調整・法定調書講座 など

● 簿記研修会 ※東京商工会議所共催 など

参加ご希望の方は、下記までお問い合わせください。

その他、決算法人説明会、新設法人説明等も開催しています。

詳しくは、それぞれのホームページをご覧ください。

問い合わせ先

公益社団法人練馬東法人会  
〒176-0011 練馬区豊玉上 2-23-10

TEL：03-3994-7272（代表）  
FAX：03-3948-9205



公益社団法人練馬西法人会  
〒178-0063 練馬区東大泉 6-47-15

TEL：03-3923-7272  
FAX：03-3923-7285



## 8 練馬産業見本市

経営者向け

優れた技術や特徴ある商品など、区内産業の魅力を区民の皆様に知っていただくことを目的として、産業見本市を練馬区主催で開催します。

<b>日時</b>	例年 10 月頃	<b>申込時期</b>	未定 ※詳しくは区報、区ホームページ等で周知します。
<b>会場</b>	区民・産業プラザ Coconeri ホール等 (予定)	<b>内容</b>	自社製品等の展示、販売等
<b>対象</b>	区内事業者等	<b>参加費</b>	3,000 円
<b>問い合わせ先</b>	練馬区経済課中小企業振興係		TEL : 03-5984-1483

## 9 練馬ビジネスチャンス交流会

創業者向け

経営者向け

事業者同士の交流によるビジネスチャンス拡大の場を提供し、区内産業の活性化を図るため、練馬ビジネスチャンス交流会を練馬区主催で開催します。

<b>日時</b>	7 月・11 月・来年 2 月頃 (予定)	<b>申込時期</b>	未定 ※詳しくは区報、区ホームページ等で周知します。
<b>会場</b>	未定 ※詳しくは区報、区ホームページ等で周知します。	<b>内容</b>	参加事業者同士の交流や商談
<b>対象</b>	区内事業者および区外近隣の事業者	<b>参加費</b>	無料
<b>問い合わせ先</b>	練馬区経済課中小企業振興係		TEL : 03-5984-1483

### コラム② ワーク・ライフ・バランスを実践している区内事業者のお話し

社員にはそれぞれのワーク・ライフ・バランスがあるので、多様性のある働き方ができる職場となるよう、以下を実践しています。

#### 実施していること

- 面談の際には代表自ら「どんな働き方がしたいか意向を確認」する。
- 働く時間・形態は社員に任せる。



#### 結果

- 離職者はほとんどなく、社員が助け合って仕事をする環境となっている。
- 社員と代表の信頼関係が強く、社員が前向きに仕事をしている。

#### 詳しいお話しは

ワーク・ライフ・バランスの特集をした区の情報紙でご覧いただけます。



#### 事業者への様々な支援を掲載している区ホームページ

「お役立ち情報」もぜひご活用ください。



コラム③ あなたの会社の働きやすさ、チェックしてみませんか？は P.29 です。

## Ⅵ 勤労者の福利厚生等に関すること



### 1 ねりまファミリーパック

経営者向け

勤労者向け

会員	● 区内の企業に勤務する勤労者および事業主		● 区内在住で企業に勤務する勤労者および事業主
入会金	1人 200円	会費	1人 月額 500円 ※事業主が従業員の会費を負担した場合、福利厚生費として税法上の損金または必要経費として処理できます。(特定の従業員のみをの加入を除きます)
事業内容	生活充実	慶弔見舞金の支給、創立記念事業補助 食事券・商品券のあっせん 中小企業退職金共済制度の情報提供	
	余暇活動	遊園地・水族館等のチケットあっせん プロ野球・サッカー・大相撲等のチケットあっせん 東京ディズニーリゾート利用補助 パッケージツアー・はとバスの利用補助	
	健康増進	人間ドック・定期健康診断・予防接種費用の利用補助 日帰り温泉・スポーツクラブ等のチケットあっせん	
	自己啓発	観劇・展覧会・映画券等のチケットのあっせん 練馬文化センター主催事業・カルチャーセンター等の利用補助	
問い合わせ先	一般社団法人練馬区産業振興公社 ねりまファミリーパック 〒176-0001 練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 4階		TEL : 03-3993-6600 FAX : 03-3993-4370

### 2 中小企業等従業員表彰

経営者向け

勤労者向け

練馬区では、従業員の勤労意欲増進と定着の向上を図り、中小企業等の振興に寄与することを目的に勤務成績良好な従業員を表彰しています。

#### 対象

- ① 本社が区内の中小企業等であること。(勤務地が区外も含む。)
- ② 上記事業所に、【A】10年以上～20年未満 【B】20年以上～30年未満 【C】30年以上勤続していること。
- ③ 勤務成績が良好であるもの。
- ④ 以下の事由に該当するものでないこと
  - 事業主の同居親族。ただし、従業員と認められる事由のある者を除く。
  - 事業主（法人の場合は代表者）および法人等の役員（従業員と認められる事由のある役員は除く。）
  - 既に表彰された者（ただし、上記【A】で表彰された者が、同【B】および【C】に該当する場合、または【B】で表彰された者が【C】に該当する場合は表彰の対象となります。）
  - 表彰式当日まで引き続き勤続しない者
  - その他表彰することが不相当と認められる者

#### 表彰式

令和5年11月頃（予定）

#### 場所

区民・産業プラザ Coconeri ホール

#### 推薦方式

申請書を記入の上、経済課中小企業振興係（練馬区役所本庁舎9階）へ提出。※区報等でお知らせいたします。

問い合わせ先

練馬区経済課中小企業振興係

TEL : 03-5984-1483

### 3 労働意識の啓発事業

経営者向け

勤労者向け

中小企業にお勤めの方および区民の方に、労働相談の開催や労働問題に関する情報の提供を行います。

#### 労働講座

区内に在住在勤する勤労者を対象に、労働に関わる社会的関心の高い諸問題をテーマとした講座を開催します。

#### 労働問題に関する情報の収集と提供

労働問題全般に関わる基礎的知識や、労働環境に関する情報普及のために、図書や資料の閲覧・貸出を行っています。

対象	区内在住または在勤の勤労者
貸出	1人4冊 2週間以内

問い合わせ先	<b>練馬区立勤労福祉会館</b> 〒178-0063 練馬区東大泉 5-40-36	TEL : 03-3923-5511 FAX : 03-3923-5512
--------	---	--

#### 労働相談（従業員向け）

労働条件、退職トラブルなど、職場で起きるさまざまな問題について、専門の相談員がお答えします。

	練馬区立勤労福祉会館	サンライフ練馬
対象	区内在住または在勤の勤労者	
相談日	随時実施（要事前電話予約）	第1・2・3・5水曜日（祝休日除く）および第4土曜日 10時～12時、13時～16時（受付は15時30分まで） （要事前電話予約）
相談員	社会保険労務士	

問い合わせ先	<b>練馬区立勤労福祉会館</b> 〒178-0063 練馬区東大泉 5-40-36	TEL : 03-3923-5511 FAX : 03-3923-5512
	<b>サンライフ練馬</b> （練馬区立東京中高年齢労働者福祉センター） 〒176-0021 練馬区貫井 1-36-18	TEL : 03-3970-0250

## VII 区内施設を利用したい



事業者や勤労者の皆様にご利用いただける区立施設を紹介します。  
 利用方法等について詳細は、区ホームページをご参照いただくか、各区立施設までお問い合わせください。

名称	貸出施設名		
区民・産業プラザ (※1)	研修室1 (分割利用可)	研修室2 (分割利用可)	
	多目的室1・2	研修室3・4・5	
	Coconeri ホール (1/3面、2/3面での分割利用可)		
	産業イベントコーナー		
石神井公園 区民交流センター	展示室兼集会室	大会議室 (1) (2) ((1) (2) 併せての利用が原則)	
	会議室1・2・3	和室1・2	研修室
	テスト室	料理実習室	パーソナルスペース  (※2)
サンライフ練馬	研修室1・2	和室1・2	会議室
	クラブ室	職業講習室	職業相談室
	体育室	トレーニング室	
勤労福祉会館	会議室大・中・小	和室大・小	集会室
	職業講習室兼会議室	音楽室	料理室
	トレーニング室		

※1 区民・産業プラザの貸出施設のうち、多目的室を除く施設では、営利を目的とした利用ができません。

(Coconeri ホール・産業イベントコーナーでは不特定多数の方を対象とする利用も可)。



※2 石神井公園区民交流センターのパーソナルスペースは、テレワーク等にご利用いただけます。(要予約)

### 施設連絡先

**練馬区立区民・産業プラザ**  
 〒176-0001 練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 3・4階

TEL : 03-3992-5335  
 FAX : 03-6757-1012

**サンライフ練馬 (東京中高年齢労働者福祉センター)**  
 〒176-0021 練馬区貫井 1-36-18

TEL : 03-3990-0185  
 FAX : 03-3990-0188

**石神井公園区民交流センター**  
 〒177-0041 練馬区石神井町 2-14-1  
 石神井公園ピアレスA棟 2・3階

TEL : 03-5910-3451  
 FAX : 03-5910-3440

**勤労福祉会館**  
 〒178-0063 練馬区東大泉 5-40-36

TEL : 03-3923-5511  
 FAX : 03-3923-5512

### その他区立施設の利用について

練馬区内には、ここで掲載したもの以外にも、生涯学習のための施設、地域活動のための施設など、多数ございます。詳しくは、区ホームページを参照のうえ、各施設までお問い合わせください。

### コラム3 あなたの会社の働きやすさ、チェックしてみませんか？

- 1 会議を開く際、目的やゴールを示している。
- 2 会議の終了時間が守られている。
- 3 職場内で作成されている資料の分量は適切である。
- 4 作成した資料が無駄になることは少ない。
- 5 共有キャビネットは整理整頓され、必要なものをすぐに見出せる。
- 6 ホワイトボードやスケジューラーを活用し、情報を共有している。
- 7 大きな仕事が終わった際には、概要報告をまとめている。
- 8 業務の手順書やメモは、他人が見てもわかるように作成している。
- 9 上司は部下の日々の労働時間を把握している。
- 10 上司は、負担が集中している部下のサポートをしている。
- 11 業務分担に偏りがなく、常に見直している。
- 12 特定の人のみが残業や深夜業を行うようなことはない。
- 13 担当業務だけでなく、周辺の業務に関する知識を身につけている。
- 14 意思決定に時間がかかり、業務が遅れることはない。
- 15 上司と部下、部下同士で、日々、スケジュールを確認している。
- 16 週間予定や月間予定を、職場で定期的に確認している。
- 17 電話対応等に遮られず、担当業務に集中できる時間がある。
- 18 上司と部下、部下同士で十分コミュニケーションをとれる時間がある。
- 19 パソコンの得意な人の知識が、他の人の業務にも活かされている。
- 20 仕事が早い人の進め方を、職場内で共有している。

● 6個以下 残念ながらワーク・ライフ・バランスはまだ浸透していないようです。少しずつできることから始めてみましょう。

● 7～13個 ワーク・ライフ・バランスを進める下地はできているようです。不十分だと思われる部分について改善の余地がないか考えてみましょう。

● 14個以上 ワーク・ライフ・バランスがかなり進んでいるようです。より効果的な取り組みにトライしていきましょう。



【資料】ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた「3つの心構え」と「10の実践」チェックリスト（内閣府）

ワーク・ライフ・バランスを実現すると、従業員側だけでなく事業主にとっても、長時間労働の改善で人件費の抑制、従業員のモチベーションの向上、業務効率化、企業イメージの向上など、多くのメリットがあります。

## VIII 働きたい・雇用したい



### 1 内職紹介

経営者向け

就職希望者向け

外に働きに出ることが困難な区民の方を対象に、内職事業所の情報提供を行っています。また、内職者をお探しの事業者の登録を受け付けます。

#### 内職をお探しの方

内職をお探しの方に、内職求人事業所一覧をお送りしています。また、区ホームページにも掲載しています。ご自身で直接希望する事業者へお問い合わせいただき、仕事内容や委託条件などをご確認ください。

※就業の条件として、ご自身での物品の運搬や、事前研修を条件としている事業者が多くあります。内職を引き受ける際は、条件をよくご確認ください。

主な仕事

(例) 簡単な手作業、縫製、編み物など

#### 内職者を求めている事業者の方

事業者からの内職求人を募集しています。事業所の所在地については区内、区外は問いません。内職に適した仕事がありましたら、数量の多少にかかわらず、お気軽にご連絡ください。

窓口・  
問い合わせ先

練馬区経済課中小企業振興係

TEL : 03-5984-1483

### 2 仕事紹介

就職希望者向け

#### ワークサポートねりま（ふるさとハローワーク）

ハローワーク池袋の協力により、仕事をお探しの区民の皆様を支援する「ワークサポートねりま」を石神井公園区民交流センター2階に開設しています。年齢にかかわらず、どなたでもご利用いただけます。

窓口・  
問い合わせ先

〒177-0041 練馬区石神井町 2-14-1  
石神井公園区民交流センター 2階

TEL : 03-3904-8609  
FAX : 03-3997-1009





## 3 就職面接会 in 練馬

就職希望者向け

## 就職面接会 in 練馬

就職を希望している方に就職面接会を実施し、就職する機会をつくれます。

日付・場所 (予定)	第1回 8月28日(月)	区民・産業プラザ 研修室2ほか (練馬区練馬1-17-1 Coconeri 3階)
	第2回 来年1月19日(金)	区民・産業プラザ 研修室2ほか (練馬区練馬1-17-1 Coconeri 3階)
参加企業	3～4社 ※開催日の概ね2週間前には、ハローワーク池袋および区ホームページで公開予定	
必要書類	履歴書(写真貼付)、職務経歴書、ハローワークの紹介状	
共催	ハローワーク池袋、練馬区	

問い合わせ先	ハローワーク池袋 職業相談第一部門	TEL: 03-5911-8609 ダイヤル後、音声案内により41#を押してください。
	練馬区経済課中小企業振興係	TEL: 03-5984-1483

## インボイス制度が始まります

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

## 登録申請手続は、e-Taxをご利用ください

e-Taxで登録申請手続を行うと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます。e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます。

## 申請期間 令和5年9月30日まで(令和5年10月1日に登録を受ける場合)

なお、登録通知が届くまで一定の期間を要することになりますので、登録をお決めの方はお早めの申請をおすすめします。

詳しくは、国税庁の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>



お問合わせ

インボイスコールセンター(インボイス制度電話相談センター)

TEL: 0120-205-553(無料)

受付時間: 午前9時から午後5時(土日祝除く)

## IX 国・都の施策情報が知りたい



## 1 ミラサポ plus

経営者向け

創業者向け

「ミラサポ plus」は、中小企業・小規模事業者向けの補助金・給付金等の申請や事業のサポートを目的とした、国の Web サイトです。

## ミラサポ plus の主な機能

支援制度を探す	中小企業・小規模事業者を対象として、補助金 / 税 / 認定など様々な支援制度を紹介します。
経営相談をする	中小企業・小規模事業者の皆さまの経営上のお悩みを解決する、地域の支援機関や専門家を紹介します。
事例を探す	中小企業・小規模事業者の様々な経営事例集を集めています。経営や支援制度の活用例としてもご参考に。
URL	https://mirasapo-plus.go.jp/
	<input type="text" value="ミラサポ plus"/> <input type="button" value="検索"/>

## 2 中小企業ビジネス支援サイト J-Net21

経営者向け

創業者向け

J-Net21 は、中小企業基盤整備機構が運営する中小企業支援サイトです。公的機関の支援を中心に、経営に役立つ様々な情報を提供しています。

## J-Net21 の主な機能

起業のための情報	創業・起業を目指す人向けに、業種別開業ガイドなど起業準備に必要な様々な情報を掲載しています。
経営に関する情報	販路開拓、事業拡大に関する情報、経営課題にこたえる Q&A など、経営に関する様々な情報を掲載しています。
支援情報	全国の中小企業支援機関の最新の施策情報や、その施策を活用して成長を遂げた企業の事例などを掲載しています。
URL	https://j-net21.smrj.go.jp/
	<input type="text" value="J-Net21"/> <input type="button" value="検索"/>

## 3 公益財団法人 東京都中小企業振興公社

経営者向け

創業者向け

東京都における中小企業の総合的・中核的な支援機関として各種支援事業を提供しています。ホームページでは公社が実施する支援事業をご案内するとともに、国や都など関係機関の情報も発信しています。

## 公益財団法人 東京都中小企業振興公社ホームページの主な機能

施策情報提供	公社が実施する支援事業の他、国や都の施策情報をわかりやすく提供します。
企業情報検索	公社が長年蓄積した情報を公開することにより、企業間取引の促進を図ることを目的としています。 ▶こんな時にご利用ください ● 製品試作の外注先を探したい、受注量増大に伴い新たに協力企業を探したい など
URL	https://www.tokyo-kosha.or.jp/
	<input type="text" value="東京都中小企業振興公社"/> <input type="button" value="検索"/>

## 4 TOKYO はたらくネット(東京都)

経営者向け

創業者向け

勤労者向け

就職希望者向け

東京都の雇用就業に関する総合 WEB サイトです。都の雇用・就業施策のほか、職業訓練や労働相談などに関する情報を提供しています。事業者向けの情報のほか、従業員の方、就職希望者向けの情報が掲載されています。

## TOKYO はたらくネットの主な機能

事業主向けの情報	助成金の案内、従業員を雇う、雇用環境の整備、人材育成・社員教育、福利厚生
従業員向けの情報	技能・資格を身につける、仕事の悩みを相談する、福利厚生
就職希望者の情報	求人情報の案内、職業訓練など各種セミナー等の案内
URL	http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/
	<input type="text" value="TOKYO はたらくネット"/> <input type="button" value="検索"/>

## 練馬区の観光案内所

### ねりま観光案内所



### 石神井観光案内所



練馬区内の観光スポットや各種イベント等を紹介しています。

練馬のオススメ商品コレクション「ねりコレ」商品や練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」のグッズなど、各種名産品が購入できるほか、練馬区の観光に関する書籍等が閲覧できます（書籍等の閲覧は、ねりま観光案内所のみ）。

#### ● ねりま観光案内所

練馬駅中央北口すぐ Coconeri 3階 TEL：03-3991-8101  
所在地：〒176-0001 練馬区練馬 1-17-1

#### ● 石神井観光案内所

石神井公園駅中央改札口すぐ TEL：03-5923-9220  
所在地：〒177-0041 練馬区石神井町 3-23-8



練馬ビジネスサポートセンター公式キャラクター「さぼっとくん」

## 令和5年度 中小企業サポートガイドブック

編集・発行 練馬区産業経済部経済課  
練馬区豊玉北6丁目12番1号  
TEL：03-3993-1111（代表）  
令和5年（2023年）6月発行